

2020年6月8日

**「男系男子による皇位の継承」は、わが国の2千年近い「皇室の伝統」にかかわる、純然たる国内問題であって、国際組織の管轄外にある一國連女子差別撤廃委員会の日本政府に対する事前質問に答える―**

国際連合女子差別撤廃委員会（CEDAW）

委員長 ヒラリー・グベデマー殿

CEDAW 委員の皆様方

日本大学名誉教授・法学博士 百地 章  
国際歴史論戦研究所（iRICH）所長・経済学博士 山下英次

1、わが国における「皇位の継承」は、わが国固有の国内問題であり、女性差別撤廃条約の管轄外の問題であって、いかなる「内政干渉」も許されない

（1）「皇位継承」の在り方は、わが国の「国柄」と統治の基本形態に関わる最も重要な、しかも純然たる「国内問題」である。それ故、いかなる国際機関といえども、主権国家たるわが国の「固有の領域」に干渉することは許されない。このことは、「国連憲章」（1945年）第2条7項から明らかである。

ちなみに、「国連憲章」第2条7項は「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない」としている。

（2）女性差別撤廃条約は、「男女平等」や「女性の人権」問題を対象としているが、「皇位の継承」は「女性の権利や人権」とは無関係である。

天皇は、憲法上「国政に関与」できず（4条）、「日本国民統合の象徴」（1条）として政治的中立性が求められるため、政治的発言の自由さえ認められていない。また、天皇には「選挙権」も「被選挙権」も与えられていない。それ以外に「職業選択の自由」（22条1項）や「居住移転の自由」（11）なども否定されている。

さらに、「皇室の財産」はすべて国に属し（88条）、皇室は「財産の授受」も制限されている（8条）。つまり、天皇には財産権行使の自由さえ

認められていない。

すなわち、天皇は一般国民と異なり、憲法で保障された人権さえ十分に享受できず、逆に、さまざまな義務を負っている。また、天皇の地位そのものが、人権とは別の次元にある。

それ故、「皇位の継承」と「女性の権利や人権」を結びつけて考えること自体、誤りである。

- (3) 諸外国の大統領などは、さまざまな政治的権能を有し、自由に政治活動を行い、財産権や居住・移転の自由も有する。しかし、2千年近い歴史と伝統を有し、ほとんどの時代において政治的権力とも無縁であったわが国の天皇と共和国の大統領とでは、その地位も役割も大きく異なる。それ故、選挙権も被選挙権も持たず、「世襲」によって即位される天皇の「皇位の継承」を、女性でも自由に立候補し、国民の選挙で選ばれる諸外国の大統領などと同じ「男女平等」や「女性の人権」の次元で考えるのは誤りである。
- (4) また、諸外国の君主は、多くの私有財産を持ち、「王位の継承」は「財産の継承」を意味する。これに対して、わが国の皇室は、伝統的に私有財産とは無縁であり、憲法上も財産を有さず、「財産の授受」も制限されている。それ故、世俗的君主としての諸外国の君主と、本来、祭祀王でもある天皇を同じ次元で考えることはできない。
- (5) 日本国政府も、天皇の地位は女性差別撤廃条約の対象外としている。

すなわち、昭和60年5月29日の衆議院外務委員会において、安倍晋太郎外相は、次のように述べている。

「皇位継承資格が男系の男子の皇族に限られていることは、本条約第1条に定義されているところの女子に対する差別には該当しない。したがって、これは条約の対象にはならない」

「本条約に言うところの女子に対する差別とは、性に基づく区別等によりまして女子の基本的自由及び人権を侵害することを指すわけです。〔しかし〕皇位につく資格は基本的人権に含まれているものではないので、皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されておりましたが、女子の基本的人権が侵害されることにはならない。したがって、本条約が撤廃の対象としている差別にも該当しない。こういうことでございます」

- (6) ちなみに、バチカン市国の元首であるローマ法王に就任できるのは「男

子」だけである。女性差別撤廃委員会は、これについても「女性差別」であるとして批判する勇気と覚悟を持ち合わせているのか。また、サウジアラビアの国王も、1992年制定の基本法（憲法）で「男系の子孫」が継承することとされており、「男系の男子」だけが王位を継承している。女性差別撤廃委員会は、サウジアラビアに対しても、「女性差別の撤廃」を要求するのであろうか。

2、日本国憲法は「皇位」を「世襲」のものと定めているが（2条）、この「世襲」は「男系」を意味する。それを確認したのが、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とした皇室典範第1条の規定である。これは、2千年近い歴史を有するわが国の建国以来の「皇室の伝統」を踏まえて定められたものである。その「皇室の継承」の在り方については、いかなる国際機関といえども口を挟む資格などない。

（1）「男系男子」による「皇位の継承」は、建国以来、2千年近くにわたって伝えられてきたわが国の、かけがえのない「皇室の伝統」である。

「天皇の系図」を見れば明らかなおおり、皇位は常に直系で継承されてきたわけではない。初代神武天皇から第13代の成務天皇までと、江戸後期の第119代の光格天皇から第126代の今上天皇までは、親から子へと直系で継承されてきた。しかしそれ以外では、これほど直系継承が長く続いたことはなく、非常に複雑な継承がなされている。

兄弟間や叔父から甥、甥から叔父など、さらに直系の男子がいない時は、遠く離れた傍系に遡って皇位が継承されてきた。これは神武天皇以来の「男系」を維持するためであった。

男系男子の後継者が見つからない「皇統の危機」は大きく4回あった。

第1回が第25代の武烈天皇（498～506年）の時である。武烈天皇にはお子様がおられなかった。そこで大伴金村が「男系の男子」を求めて苦勞に苦勞を重ね、遠く越前の国、現在の福井県から継体天皇をお迎えした。継体天皇（507～531年）は、武烈天皇と10親等も離れている。つまり200年前の応神天皇まで5代も遡り、再び5代下って男系の男子孫、継体天皇に皇位が継承された。

第2回目が第48代の称徳天皇（764～770年）の時である。この時は女帝・称徳天皇の寵愛を受けた僧侶・道鏡が天皇の位を奪おうとしたが、和氣清麻呂公によって皇位は守られる。そして8親等、130年も離れた光仁天皇（770～781年）に皇位が継承された。

さらに、第3回目が、第101代の称光天皇（1412～1428年）から第102代の後花園天皇（1428～1464年）への継承時で、同じく8親等、100年も離れている。

第4回目は、第118代の後桃園天皇（1770～1779年）から第119代の光格天皇（1779～1817年）への継承時で、この時も7親等、70年も離れていた。

これが建国以来のわが国の「皇室の伝統」である。それ故、初代神武天皇から126代もの間、先人たちが大変な努力をして守り伝えてきた、世界に例を見ない「男系男子」の「皇統」守ることは、現代に生きる日本国民に課せられた重大な使命であり、国際機関といえども、いかなる干渉も許されない。

(2) 歴史上、126代にわたる天皇の中には、10代8人の「女性天皇」がおられたのは事実である。しかし、女性天皇は、あくまで相応しい男子の皇位継承者が見つかるまでの一時的、暫定的な存在であった。そこで明治以降、その変則的な在り方を改め、「男系男子の原則」を明らかにした。それが明治の皇室典範であり、現在の皇室典範もこれを踏まえて制定された。

(3) 歴史上、例外的なご存在であった「女性天皇」には、「未婚」か「未亡人」という条件が課せられていた。これは「皇室の伝統」である「女系天皇」の誕生を未然に防ぐためであった。

イギリスの王室をみれば明らかなおり、「女系」の誕生は「王朝の交替」を意味する。イギリスの王朝が「ヨーク朝」「チューダー朝」「スチュワート朝」と交替したのは、「女系の国王」が誕生したときであった。

この点、わが国では、初代神武天皇以来「男系の皇統」を維持し、それによって世界に例をみない「万世一系の皇統」を守ってきた。わが国において「王朝の交替」がなかったのは、「男系の伝統」を維持してきたからである。

(4) 皇室典範が「女性天皇」を禁止していることについては、政府見解も憲法学者の通説も「法の下での平等」には違反せず、「合憲」と解釈している。

「法の下での平等」は、国が国民を差別してはならないことを定めたものである。他方、憲法は、「法の下での平等」とは異なる原理である「世襲」の皇室のご存在を認めた。それが憲法の冒頭に示された「第1章 天皇」であ

る。それ故、「世襲」に基づく「皇位の継承」は「法の下での平等」とは別次元に属するものであって、これは憲法自身が認めた「法の下での平等」の例外である。そこで、皇室典範は「皇室の伝統」を踏まえて、「男系男子」の規定を置いた。このことは、既に述べた通りである。

「女性天皇の禁止」が憲法に違反しないことは、日本国政府の一貫した解釈であり、憲法学者の通説も、これを合憲としている。

それ故、「女性天皇」の禁止を「女性差別」や「女性の人権」などといった次元で論ずるのは、見当違いである。

- (5) 以上述べたように、皇室典範は「皇位の継承」については「男系の男子」に限定している。しかし、他方で、皇室典範は「女性」を「排除」するどころか、「平等」に扱っているところもある。それが「摂政への就任」である。

皇室典範は、「摂政」の就任順序を、第1に「皇太子又は皇太孫」、第2に「親王又は王」、第3に「皇后」、第4に「皇太后」、第5に「太皇太后」、第6に「内親王及び女王」としている(17条)。つまり、第3位以下は「女性」であり、女性も「摂政」に就任できることがわかる。

また、皇室典範は、民間人の「女性」が男性皇族との婚姻によって「皇族」となることを認めながら、民間人の「男性」が「皇族」となることは認めていない(15条)。これは、「女性差別」の逆をいくものともいえよう。

### 3、「女性天皇」容認論には、以下のように、さまざまな誤解や問題点がある。

- (1) 平成17年の「皇室典範に関する有識者会議報告書」が「女性天皇」や「系天皇」を認めたのは事実である。しかしながら、同報告書は悠仁親王の御生誕によって「棚上げ」されており、もはや効力を持たないとみるべきである。

有識者会議は、愛子内親王のご誕生以後、男子が誕生されなかったことから、やむを得ず「女性天皇」さらに「女系天皇」の容認に踏み切った。しかしながら、悠仁親王のご誕生によって、その前提条件そのものが崩れたのだから、報告書は、もはや無効とみるのが自然であろう。

- (2) 世論調査では国民の多数が「女性天皇」を支持している。しかし、国民の過半数は「女性天皇」と「女系天皇」の違いを理解せず、「女性天皇」の意味

さえ知らない（産経・FNN、令和元年5月13日、11月19日世論調査。NHK、令和元年10月21日世論調査）。「男系男子」の原則は憲法と皇室典範によって決まっており、それを皇室に対する基本的知識さえ不十分な世論によって左右しようとするのはあまりにも不見識である。

他方、全国会議員のアンケートでは、「女性天皇」に賛成はわずか29%、「女系天皇」に賛成も同様に29%にとどまる（『週刊朝日』2019年11月11日号）。曖昧で、ムードに流されやすい「世論」と、国民の代表である「国会議員」の判断のどちらを信頼すべきか、答えは自ずから明らかだろう。